

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900307号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900078号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年12月30日から昭和64年1月1日まで

A社に係る資格喪失年月日が昭和63年12月30日となっているが、同年12月31日付けで退職したので、当該資格喪失年月日を昭和64年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主は、仕事納めは12月29日であり、月末が休日に当たる場合の月末退職希望者の取扱いについて、原則として月末が退職日になるとしているところ、請求者の退職日及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答している。

また、請求期間に係る年末年始及び請求期間の後1年以内における年末頃の資格喪失者17人並びに請求者が名前を挙げた二人の合計19人に照会し、3人から回答を得たが、請求者の退職日を記憶する者はいなかった。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は昭和63年12月29日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(離職日の翌日)と符合している上、B厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員記録原簿によると、請求者の資格喪失日は昭和63年12月30日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

加えて、請求者と同日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した複数の同僚に照会したものの回答がないため、資格喪失月に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない上、請求者は預金通帳を提出しているものの、給与明細書等を保有しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900318号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年5月29日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与明細書で確認できる給与額に見合う標準報酬月額と相違している。

請求期間のうち、平成28年5月29日から同年10月1日までの期間については、標準報酬月額が17万円と記録されているが給与額に見合う標準報酬月額は50万円なので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成28年10月1日から同年11月1日までの期間については、B社からの届出により、標準報酬月額が17万円から50万円に訂正されたものの、当該記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、請求者は、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されているとして、請求期間当時の給与明細書を提出し、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、請求者の報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

- 2 請求期間のうち、平成 28 年 5 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間について、A 社の合併先である B 社は、請求期間当時の厚生年金保険料は翌月控除であったと回答しているところ、B 社から提出された請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、平成 28 年 6 月から同年 10 月までの各月の給与における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（17 万円）より低額又は同額である。

また、日本年金機構から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び A 社が加入していた C 厚生年金基金から提出された厚生年金基金の加入員記録において、17 万円の標準報酬月額に見合う報酬月額が届出されていることが確認できる上、上記賃金台帳及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は 17 万円が妥当である。

- 3 請求期間のうち、平成 28 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、上記賃金台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（50 万円）は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（17 万円）より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に基づく標準報酬月額（17 万円）は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（17 万円）と同額である。

- 4 以上のことから、請求期間について、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。